第二次東京都再犯防止推進計画（案）に係る意見募集の結果について

１　結果概要

・実施期間　：令和５年１１月３０日（木曜日）～令和６年１月４日（木曜日）

・提出意見件数　：３件

・意見提出者数　：３名

※ 詳細は別紙の通り

２　意見の該当箇所

計画全体	０件
第１	
１（基本的考え方）	０件
第２	
１（就労・住居）	１件
２（保健医療・福祉サービス）	１件
３（非行防止・就学支援）	０件
４（犯罪をした者等の特性に応じた指導支援）	０件
５（民間協力者の活動促進）	１件
６（連携体制の強化）	０件
合計	３件

３　意見への対応について

○ 公表方針

・「該当箇所」
・「意見の要旨」
・「都の考え方（対応）」
の３点を一覧表化

３件全ての意見と対応を明らかにする。

○ 対応

貴重な御意見として承り、今後具体的な施策を検討するに当たって参考とする。
意見を踏まえた計画案の修正は無し

第二次東京都再犯防止推進計画（案）に係る意見募集の結果について

別紙

- 実施期間　令和5年11月30日（木曜日）から令和6年1月4日（木曜日）まで
- 提出意見件数　3件
- 意見提出者数　3名

※ 御意見に関しては、記載に当たり、趣旨を踏まえて要約させていただいております。

整理番号	該当箇所	御意見の要旨	都の考え方
「第２　具体的な取組」について			
「１　就労・住居の確保等のための取組」について			
1	P.7 （第2・1・（1） 【現状と課題】）	【意見】 ○ 就労すれば社会復帰できるという観点だけで雇用しても、なかなか育たず、結果的に、雇用側も本人も双方が不成功体験を積むことになりやすい。 雇用側は本人のコミュニケーション能力が低いことや常識を知らないことを念頭に置く必要がある。 目指すところは、就労の定着であるので、伴走型の支援は、本人のみならず、雇用先にも必要であると感じている。 ○ 雇用主や就労支援事業者機構など関係機関の成功事例を知ることは雇用主を勇気づけられるし、協力雇用主の拡大につながると考える。	犯罪をした者等の社会復帰・再犯防止を実現する上で、就労の確保だけでなく、就労後の確実な職場定着が重要であることは、都として承知しており、P.8 第2・1（1）【現状と課題】で踏まえているものと認識しております。
「２　保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組」について			
2	P.7 （第2・1・（1） 【現状と課題】）	「（1）高齢者又は障害のある者等への支援等」について意見を述べさせていただきます。 今後の課題として挙げられている「入口支援」と「出口支援」はいずれも重要で、多機関の連携を強化することが大切という記述について賛同いたします。 しかしながら、具体的な取組の記述についてはこれまでも挙げられてきたことであり、今後強化していくためには更に踏み込んだ取組が求められると思います。 特に入口支援においては、検察庁及び保護観察所において刑事司法の入口段階での福祉サービス等の調整を行う取組だけでなく、すでに多様な形での連携の取組が積み上げられてきています。 令和3年度より地域生活定着支援センターで入口支援（被疑者等支援業務）が開始されましたが東京都地域生活定着支援センターでは現状入口支援において十分な体制が敷かれているとは言えません。 おそらく東京都は他の道府県とは比較できない、着手に至らない事情が背景にあると思われますし、故に様々な連携の形が生まれているのではとも考えられます。 今後、第二次東京都再犯防止推進計画を、より実現可能な方向に推し進めていくには（案）の記載にとどまらない多職種の協働について具体的に言及していただきたいと思います。	貴重な御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
「５　民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組」について			
3	P.58 （第2・5 【具体的な取組】）	【意見】 公益社団法人東京社会福祉士会、一般社団法人東京精神保健福祉士協会との連携について記載してください。 【理由】 私は、広域自治体である東京都に対しては、地域の民間協力者の開拓及び一層の連携等に関して、法務省とは異なる切り口で一層先んじた取組を行ってほしいと考えるのですが、今回示された計画案には、精神保健福祉士どころか社会福祉士についても触れられておらず、国の計画よりもずいぶん後退していると感じます。 意見に記載した東京社会福祉士会と東京精神保健福祉士協会は、都道府県単位での職能団体であり、それぞれ区市町村単位の下部組織を有していません。そのため、広域自治体である東京都が、都道府県単位で活動する職能団体と連携する姿勢を示すことは、区市町村に対しても大変重要なことと思います。なお、それぞれの会に、司法福祉に関する委員会が設けられて活発に活動しています。	精神保健福祉士及び社会福祉士が、再犯防止の推進において重要な役割を担っていただいていることは、都としても承知しており、「職能団体も含め民間協力者等の各主体間の情報共有・連携強化」については、P.64 第2・6【具体的な取組】②で踏まえているものと認識しております。

※ 計画案については、公用文表記等の観点から若干の修正を加えております。